

上野中学校部活動について

上野中学校生活指導部

◆入部・退部について

- ①生徒と保護者の希望により入部する。
- ②部活動は3年間続けるのが望ましい。緊急連絡先を確認するため、毎年入部届を提出する。
- ③入退部は顧問と担任の許可を得る。退部した後、年度途中の入部（転部）は原則不可であるが、諸事情により転部を希望する場合は、顧問・担任・保護者・本人で相談し、必要な段階を踏んだうえで認める。
- ④3年時の転部は不可である。ただし、3年時に転入した場合の入部は認める。
- ⑤特別な理由で兼部をする場合は、両方の部の顧問と担任の許可を得る。兼部は2つの部活の活動日が重なっている場合は、不可である。（特に運動部）

◆部活の新設・継続について

- ①団体競技は1、2年合わせてその競技のチームが組めない場合は、休部または新設不可とする。
- ②個人競技・文化部は1、2年合わせて4人集まらない場合は、休部または新設不可とする。

◆活動日・活動時間について

- ①活動時間は平日2時間程度、週休日や休日等は3時間程度とし、これは準備や片付けの時間は含まないものとする。（台東区のガイドラインより）
- ②活動は原則18時完全下校とする。完全下校とは正門から外に出ることである。
- ③平日・週休日共に1日ずつは活動休業日を設ける。（台東区のガイドラインより）
- ④朝練は7時30分から8時までとする。7時20分より前には来ないようにする。
- ⑤忘れ物等による再登校は原則不可である。運動部は体育着（活動着）を忘れた場合は、その日の活動はできない（見学は可）。
- ⑥定期考査一週間前から活動を停止する。大会やコンクールが近い場合は、顧問が事前に他の教員に伝えうえで、時間を短縮して活動する。

◆服装・荷物について

- ①活動時の服装は、学校の体育着と各部の活動着を原則とする。体育着の予備として白のTシャツ（ワンポイント可）の使用ハーフパンツ（黒・紺・ワンポイント可）を許可する。
- ②休日の練習や大会の際は、学校の体育着や活動着で登校してもよい。
- ③Tシャツの袖まくりはしない。
- ④休日または試合当日の試合参加者に限り、顧問が許可したスポーツバッグでの登校を認める。
- ⑤体育の授業がなく、放課後の部活動がある場合は、標準服で登校し、部活動前に更衣する。更衣場所は男子がプール横の更衣室、女子が体育館2階の更衣室を使用する。プール横の更衣室では靴を脱ぐ。
- ⑥荷物は各部の活動場所に持っていき、指定された場所にきれいに並べる。貴重品は顧問の先生に預ける。
- ⑦携帯電話・スマートフォンの使用や自転車での登校は禁止である。ただし、携帯電話・スマートフォンは大会等で顧問との連絡するために、顧問が許可した者のみ、連絡手段として使用を許可する。普段、申請書を提出している生徒は携帯電話を持ってきてもよいが、必ず顧問に預ける。
- ⑧活動時の差し入れは禁止である。（台東区のガイドラインより）

◆顧問・外部指導員・部活動指導員について

<顧問>

- ①顧問・副顧問が不在の場合は原則活動することができない。代理の先生にお願いできた場合は活動可能である。
- ②顧問と必ず最後に挨拶をして、活動を終わらせる。その後、生徒玄関まで生徒を見届ける。最終下校の部活の顧問は、正門を閉める。
- ③校庭でボールを使用する部活動の顧問（テニス等）は、平日の活動を始める際は正門を閉めて通用門を開ける。生徒玄関の表示も替える。活動終了後、通用門を閉めて正門を開ける。

<外部指導員>

- ①顧問が不在の場合、外部指導員のみでは活動することができない。
- ②外部指導員のみでは、大会やコンクール等の引率はできない。

<部活動指導員>

- ①顧問が不在でも部活動指導員だけで活動することができる。ただし、教員が台教研等で一斉に出張している場合は活動不可である。
- ②部活動指導員は、大会やコンクール等の引率をすることができる。

◆会議や出張と活動の兼ね合いについて

- ①職員会議や教員の研修がある場合（主に水曜日）は、会議中または研修中は活動できないが、再登校で活動することができる。ただし、部活動指導員がいる場合や自習室を利用して待機できる場合はこの限りではない。職員会議や研修がない水曜日は活動することができる。
- ②土曜授業の場合は給食がないため、再登校して活動することができる（お弁当を学校に持参してもよい）。また、水曜日以外の日に校内研修等の研修がある場合は、活動できる。ただし、家が近い人は再登校をして家が遠い人は自習室で待機とする。自習室を見てくれる先生（学力推進ティーチャー等）が不在の場合は待機することができない。その場合の活動開始時間は、会議や研修等が終わる時間に設定する。

◆行事等と活動の兼ね合いについて

- ①宿泊行事の前日は、該当学年は活動に参加できない。
- ②運動会や音楽祭の前日は、原則活動は認められない。ただし、大会前等必要に応じて時間を短縮して活動してもよい。運動会や音楽祭、校外学習等の当日の活動は顧問の判断で活動することができる。

◆学校生活における部活動に位置付け

- ①部活動より学校・学年・学級の活動を優先する。
- ②夏季休業中の宿題は、終えるまで2学期以降の活動は認められない。（時間に余裕があり、登校日が設定されているため）その他の長期休業や定期考査時の宿題は、教科担当の先生と顧問の先生の判断による。

◆学校生活における部活動に位置付け

- ①問題行動を起こしたのが個人であった場合、その生徒を指導する。部全体で問題を起こした場合は、その部全体への指導を行う（できる限り複数の教員で指導する）。部活動停止の判断等は顧問と管理職（生活指導主任）で協議する。
- ②再三にわたって問題が繰り返される場合は、全体であれば部全体でとして行い、問題行動を起こす本人の活動を停止または退部も検討する。